

**「平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針」**  
**（平成 27 年 12 月 22 日閣議決定）抜粋**

■都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

① 指定障害福祉サービス事業者等の届出の受理等に係る事務の移譲

<対応方針（抄）>

（４）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者及び指定一般相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等（51 条の 2 から 51 条の 4、51 条の 31 から 51 条の 33）に係る事務・権限については、平成 27 年度に実施された指定都市への移譲の状況を踏まえ、地方公共団体から意見聴取を行った上で、中核市に移譲する方向で検討し、平成 28 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

■義務付け・枠付けの見直し等

① 社会福祉法の規定による地方社会福祉審議会の調査審議事項の見直し

<対応方針（抄）>

（11）社会福祉法（昭 26 法 45）

地方社会福祉審議会において、精神障害者福祉に係る事項を調査審議できるようにする。その際、地方精神保健福祉審議会（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭 25 法 123））においても引き続き精神障害者福祉に係る事項を調査審議できるようにする。

② 障害者総合支援法に基づく市町村検査事務の一部委託化

<対応方針（抄）>

（20）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

（i）自立支援給付対象サービス等を行う者等に対する指導検査（9 条から 11 条）については、その事務の一部を法人に委託することを可能とする。

③ 障害支援区分の認定に関する主治医研修の取組事例の周知

<対応方針（抄）>

（20）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

（ii）障害支援区分の認定（21 条）については、認定に当たって必要となる医師意見書の作成に当たる医師を確保するため、都道府県が実施する主治医研修に対して引き続き支援を行うとともに、当該研修がより多くの都道府県において実施されるよう促すため、研修の取組事例を都道府県に平成 28 年中に周知する。

④ 特例介護給付費等の支給に関する基準該当事業所の認定手続等について、事業所所在地の市町村が行うことが可能であることの明確化

＜対応方針（抄）＞

(20) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

(iii) 支給決定障害者等が基準該当事業所で基準該当障害福祉サービスを受けた場合における特例介護給付費等の支給（30 条 1 項 2 号イ）に関して市町村が行う基準該当事業所の認定及び登録の手続については、法令上の定めはなく、支給決定障害者等が居住する市町村のみならず基準該当事業所が所在する市町村も行うことが可能であることを、市町村に平成 27 年度中に周知する。

⑤ 特別支援学校内において就労移行支援事業所のアセスメントの実施が可能であることの周知

＜対応方針（抄）＞

(20) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

(iv) 特別支援学校高等部の生徒が卒業後に就労継続支援 B 型事業を利用することについては、当該生徒の在学中に、就労移行支援事業所が、学校内において施設外支援としてアセスメントを実施することにより可能となることを、改めて地方公共団体に平成 27 年度中に周知する。

⑥ 障害者総合支援法に基づき施設外就労を行う場合における施設への通所日数要件の緩和

＜対応方針（抄）＞

(20) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

(v) 就労移行支援事業及び就労継続支援事業（A 型、B 型）における施設外就労については、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価を行うこととされている日数要件の緩和について検討し、平成 30 年度の報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成27年の地方からの提案に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)について  
【障害保健福祉分野関連項目 概要】

■ 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

- 指定障害福祉サービス事業者等の届出の受理等に係る事務の移譲【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)】
  - ⇒ 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者及び指定一般相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等について、平成27年度に実施された指定都市への移譲の状況を踏まえ、地方公共団体から意見聴取を行った上で、中核市に移譲する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。

■ 義務付け・枠付けの見直し等

- 意思疎通を図ることに支障がある障害者の入院において、意思疎通支援者の付添いが可能であることを明確化【健康保険法】
- 法定予防接種の保護者同意要件の緩和【予防接種法】
  - ⇒ 児童相談所長が一時保護を加えた児童、児童福祉施設に入所中の児童等に関し、保護者が行方不明等の場合については、児童福祉法に規定する親権を行う者又は未成年後見人のない場合に含まれるため、児童相談所長又は児童福祉施設の長が親権を行使して法定予防接種の実施に同意することが可能であることを、地方公共団体に平成27年中に通知する。
  - ⇒ 児童相談所長が一時保護を加えた児童、児童福祉施設に入所中の児童等に関し、保護者の行方は分かるものの連絡が取れない等の事由により、保護者の同意の有無を確認することができない場合については、児童相談所長又は児童福祉施設の長の同意による予防接種の実施を可能とする。

○ 地方社会福祉審議会の調査審議事項の見直し【社会福祉法】

⇒ 地方社会福祉審議会において、精神障害者福祉に係る事項を調査審議できるようにする。その際、地方精神保健福祉審議会(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)においても引き続き精神障害者福祉に係る事項を調査審議できるようにする。

○ 介護保険における住所地特例の見直し【介護保険法】

⇒ 障害者支援施設等の介護保険適用除外施設へ入所していた者に係る住所地特例の適用については、実態等を踏まえて検討。

○ 障害者総合支援法に基づく市町村検査事務の一部を法人に委託することを可能とする【障害者総合支援法】

○ 障害支援区分の認定にあたって必要となる医師意見書の作成に当たる医師の確保のための、主治医研修の取組事例の周知【障害者総合支援法】

○ 特例介護給付費等の支給に関する基準該当事業所の認定手続等について、事業所所在地の市町村が行うことが可能であることの明確化【障害者総合支援法】

○ 特別支援学校内において、就労移行支援事業所のアセスメントの実施が可能であることの周知【障害者総合支援法】

○ 障害者総合支援法に基づき施設外就労を行う場合における、施設への通所日数要件の緩和【障害者総合支援法】

## 4 身体障害者手帳制度について

### (1) 肝臓機能障害の身体障害認定基準等の見直しについて

肝臓機能障害の認定基準については、制度創設時の平成22年度より「認定基準が厳しすぎる」との意見があることから、医学的な知見等を得るため、平成26年度に厚生労働科学研究費補助金「障害認定の在り方に関する研究」の分担研究「肝硬変患者の生命予後の検討」を実施し、チャイルド・ピュー分類Bの患者の実態に関する報告がなされた。

平成27年5月、研究結果を踏まえて検討を行うため「肝臓機能障害の認定基準に関する検討会」を開催し、第4回（9月29日）同検討会において「チャイルド・ピュー分類Bの患者も認定対象とする等の見直しを行うことが適当」を基本的な考え方としたとりまとめを行い、本とりまとめを踏まえた見直し案については、12月9日開催の疾病・障害認定審査会身体障害認定分科会において了承されたところである。

見直しの内容（資料1）については、平成28年2月4日付けで各都道府県等に関係通知を发出したところであるが、平成28年4月からの円滑な施行に向けて、指定医への周知等について、遺漏がないようお願いしたい。

（参考）厚生労働省ホームページ「身体障害者手帳」

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougai shahukushi/shougai shatechou/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/shougai shatechou/index.html)

### (2) 呼吸器機能障害の身体障害認定要領等の見直しについて

呼吸器機能障害の障害認定は、身体障害認定基準において、予測肺活量1秒率（以下「指数」という。）、動脈血ガス及び医師の臨床所見に基づき、程度の判定を行うこととしている。

このうち、身体障害認定要領等において定めている指数の算出方法及び医師の臨床所見に用いる活動能力の程度について、平成25年厚生労働科学研究費補助金「呼吸器機能障害の身体障害認定に関する研究」の検証結果に基づく日本呼吸器学会からの提言を踏まえ、これまでのノモグラムを用いた算出方法を改め、肺活量予測式を用いる等の見直し（資料2）を行うこととしたので、指定医への周知等について、遺漏がないようお願いしたい。

### (3) 身体障害認定基準等の見直しについて

身体障害者手帳に係る認定基準等については、医学の進捗等に応じて、随時、現行の認定基準等の検証を行っているところである。

視覚障害の認定基準については、現行の認定基準では「両眼の視力の和」としている認定方法等について、現在、関係学会において検証結果のとりまとめがなされているところであり、厚生労働省においてはこれを受けて検討会を開催する予定としており、検討状況については、随時情報提供することとしている。

るのでご承知願いたい。

# 肝臓機能障害の認定基準の見直し

## 具体的な認定基準について

### 〔認定対象の拡大〕

- チャイルド・ピュー分類C ⇨ 分類Bに拡大

国際的な肝臓機能障害の重症度分類であるChild-Pugh分類の3段階(A・B・C)のうち、これまで認定基準の対象とされていた分類C(10点以上)に加えて、分類B(7点以上)を対象とする。

### 〔1級・2級の要件の緩和〕

- 日常生活の制限にかかる指標の見直し

血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち1項目以上が3点



肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち肝性脳症又は腹水の項目を含む3項目以上が2点以上

### 〔再認定の導入〕

- 1年以上5年以内に再認定(チャイルド・ピュー分類Bの場合)

# 呼吸器機能障害の認定要領等の見直し

## 見直しのポイント

### 〔指数(予測肺活量1秒率)の算出方法の見直し〕

- ノモグラムを用いて算出 ⇨ 日本呼吸器学会が発表した計算式(※)を用いて算出

※ 肺活量予測式

男性  $0.045 \times \text{身長(cm)} - 0.023 \times \text{年齢(歳)} - 2.258$

女性  $0.032 \times \text{身長(cm)} - 0.018 \times \text{年齢(歳)} - 1.178$

### 〔呼吸器機能障害の認定における活動能力程度分類の見直し〕

- いわゆるHugh-Jones の分類に基づいた評価

⇨ 修正MRC(Medical Research Council)の分類に基づいた評価

## 5 生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）について

全国の在宅障害児・者の生活の実態とニーズを把握し、障害児・者の福祉行政の企画・推進のための基礎資料を得ることを目的として、概ね5年毎に実態調査を実施してきたところである。

前回調査した「平成23年生活のしづらさなどに関する調査」は、「精神障害者保健福祉手帳所持者」及び「障害者手帳は所持していないが、長引く病気やけが等により、日常生活にしづらさを感じている者」を新たに対象とし、また、それに応じて調査票の大幅な見直しを行い実施した。

前回調査から5年後となる平成28年度においても、障害福祉施策の検討に資する基礎資料を得ることを目的として調査を実施するため、平成28年度予算案に必要な経費の予算計上を行っている。

調査の実施にあたっては、調査客体となる障害者のプライバシー保護と調査の信頼性（有効回答率の向上等）を確保することが重要であり、そのためには、調査の準備段階から都道府県・指定都市・中核市のご協力及び貴管内市町村と連携を図り進めていただく必要があるため、ご理解とご協力をお願いしたい。

なお、調査に要する必要な経費については、委託費として交付することとしているが、調査方法等を含め詳細については追ってご連絡する。

## 6 療育手帳のマイナンバー制度における取扱いについて

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号）の一部が本年 1 月 1 日から施行し、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳等の障害保健福祉の分野においても、マイナンバーを利用した事務処理が行われている。また、来年 7 月を目処として、地方自治体において、マイナンバーを利用した情報連携が開始される予定であり、これに向けた準備が進められているところである。

療育手帳制度については、法令上に規定がなく、各自治体において要綱等を制定することで事務が行われていることから、番号法別表第 1 に位置づけられておらず、各自治体において番号法第 9 条第 2 項に基づく条例（独自利用事務条例）を制定することにより、各自治体の内部に限り、マイナンバーの利用が可能となるが、この場合でも、療育手帳に関する情報は番号法別表第 2 に定める情報として位置づけられていないことから、番号法別表第 2 の主務省令の改正を行わない限り、情報提供ネットワークによる情報連携を行うことはできない。

一方、番号制度の趣旨を踏まえると、療育手帳所持者についても、身体障害者手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者と同様、各種行政手続において個人番号の利便性を享受できる環境を整備することが適当であると考えている。

そのため、療育手帳に関する情報を情報連携の対象とできるよう、現在、関係省庁と調整しているところであり、その検討状況については追って連絡するが、まずは、各自治体内の事務処理においてマイナンバーが利用できるよう独自利用事務条例の制定について改めてご検討いただきたい。

## 7 特別児童扶養手当等について

### (1) 平成28年度4月定時払いに係る留意事項について

平成28年度4月定時払いに係る支払データ作成事務については、年度末の繁忙期であることや新年度の職員異動の時期と重なること等から、例年、他の時期と比べ、データの入力ミスや支払データの修正の遅延等が生じやすくなっている。

また、特別児童扶養手当支払事務は、都道府県等から提出のあった支払データについて、特別児童扶養手当支払システムに取込みを行い、債主登録を行った上で、官庁会計システム（ADAMS）に入力する必要がある。

このシステムへの入力作業は、当該年度（平成28年度）に行うことが必要とされており、来年度については、4月2日（土）及び3日（日）の休日期間にシステムが稼働せず、例年に比べ、支払業務を行うことができる期間が短くなる。

については、受給者に対して確実に特別児童扶養手当を支払うことができるよう、別添【資料1-1参照】の事項について御留意いただき、4月定時払いに係る支払データの提出について、遺漏のないようお願いする。

#### ※担当者登録依頼について

本件について、4月1日（金）の各自治体の対応者を、別紙様式【資料1-2参照】により3月28日（月）までに登録すること。なお、登録された担当者については、当日（4/1）に必ず連絡が取れるように事前準備をお願いする。

また、4月1日（金）の担当者と、新年度（平成28年度）の担当者が異なる場合は、別紙様式の項目2についても記載すること。

### (2) 手当額について

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当（以下、「特別障害者手当等」という。）及び特別児童扶養手当については、毎年度、物価の変動に応じて手当額を改定することとされている。

平成28年度の手当額については、物価変動率0.8%に合わせて、0.8%の引上げとなる。（3月中に政令改正予定）

各都道府県・指定都市におかれては、管内の市区町村及び関係機関に対し周知徹底をお願いするとともに、受給者に対する周知についても特段の配慮をお願いしたい。【資料2-1・2-2参照】

平成 28 年度の手当額

	平成 27 年度 (月額)	平成 28 年度 (月額)
特別児童扶養手当 1 級	51,100 円	51,500 円
〃 2 級	34,030 円	34,300 円
特別障害者手当	26,620 円	26,830 円
障害児福祉手当	14,480 円	14,600 円
経過的福祉手当	14,480 円	14,600 円

※特別児童扶養手当：改正後の手当額は、8 月定時払いより適用。（支給対象月：4～7 月）

特別障害者手当等：改正後の手当額は、5 月定時払いより一部適用（4 月）。

（支給対象月：2～4 月 → 2 月分・3 月分は改正前の手当額を適用）

### （3）所得制限限度額

特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当の所得制限限度額については、障害基礎年金等の公的年金と同様、来年度も現行の限度額を据え置く予定である。【資料 3-1・3-2 参照】

本人

① 特別児童扶養手当（4 人世帯・年収）	770.7 万円	→	据え置き
② 特別障害者手当等（本人・年収）	518.0 万円	→	据え置き
（上記①及び②共通）			
扶養義務者等（6 人世帯・年収）	954.2 万円	→	据え置き

### （4）特別児童扶養手当事務取扱交付金について

特別児童扶養手当事務取扱交付金については、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令」（昭和 40 年政令第 270 号）に基づき交付されているところであるが、平成 27 年度実績報告及び平成 28 年度当初交付申請の事務費単価については、以下のとおり改定する予定である。

（平成 27 年度分については 3 月中に政令改正予定）

- ・平成 27 年度事務費単価（実績報告）
  - ① 都道府県分 1,874 円
  - ② 市町村分 1,828 円
  - ③ 指定都市分 3,702 円（①＋②）

・平成 28 年度事務費単価予定額（当初交付申請）

- ① 都道府県分 1,876 円
- ② 市町村分 1,829 円
- ③ 指定都市分 3,705 円（①＋②）

#### （５）特別児童扶養手当等の認定基準の一部改正について

障害児等の手当の認定については、各々の障害認定基準の規定に基づき、実施されているところであるが、近年の医学的知見等を踏まえて、以下の分野について、認定基準・診断書の見直しを行い、昨年（平成 27 年）10 月 1 日から適用していることから、管内市区町村及び関係機関への周知徹底をお願いしたい。

なお、認定基準・診断書様式の改正等に関して、管内の診断書作成医等に対し、周知を行うための研修会を開催する場合、その開催に係る経費を特別児童扶養手当事務取扱交付金の支出対象経費として差し支えないことを申し添える。

#### 【各手当：改正分野】

- ①特別児童扶養手当：聴覚の障害、音声又は言語機能の障害、心疾患（診断書様式のみ改正）、腎疾患
- ② 障害児福祉手当：聴覚障害、腎臓の機能障害
- ③ 特別障害者手当：聴覚障害、腎臓の機能障害、音声又は言語機能の障害

#### 【改正通知】

・上記①に対応：

「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第 3 における障害の認定要領の一部改正について」（平成 27 年 6 月 19 日付障発 0619 第 4 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

・上記②及び③に対応：

「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準の一部改正について」（平成 27 年 6 月 19 日付障発 0619 第 3 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

また、来年度（28 年度）の認定基準の一部改正については、以下の分野について改正する予定であり、現在（平成 28 年 3 月）、パブリック・コメントを行っている。【資料 4-1・4-2 参照】

#### 【掲載場所】

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495150365&Mode=0>

【28年度：改正予定分野】

①特別児童扶養手当：

ア．認定要領（代謝疾患による障害）

「2 認定要領」に（6）として「その他の代謝疾患は、合併症の有無及びその程度、治療及び症状の経過、一般検査及び特殊検査の検査成績、認定時の具体的な日常生活状況等を十分考慮して、総合的に認定する。」を盛り込む。

イ．様式改正：様式第5号（呼吸機能用）、様式第7号（腎、肝疾患、糖尿病の障害用）

② 障害児福祉手当（様式改正）：様式第5号（結核及び換気機能障害用）、様式第7号（肝臓・血液疾患及びその他の疾患用）

③ 特別障害者手当（様式改正）：様式第12号（心臓疾患用）、様式第13号（結核及び換気機能障害用）、様式第14号（じん臓疾患用）、様式第15号（肝臓・血液疾患及びその他の疾患用）

（6）来年度の所得状況の届出（現況届）の提出期間の改正について

特別児童扶養手当等の所得状況の届出（現況届）の提出については、厚生労働省令（※）において、「毎年8月11日から9月10日までの間」に行うこととされているが、本年より8月11日が国民の祝日（山の日）となるため、提出期間を「毎年8月12日から9月11日までの間」に改正することを予定している。

また、本年4月から改正行政不服審査法が施行されることに伴い、特別児童扶養手当等に関する各種様式の改正を行い先般発出したところである。

なお、特別児童扶養手当の支給に関する法律に基づく処分についても、同法で特別に定められている事項を除き、一般法である行政不服審査法の適用を受けるものであるため、改正内容についてご承知おきいただき、適切に対応されたい。【資料5参照】

※・特別児童扶養手当：特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和39年厚生省令第38号）

・障害児福祉手当及び特別障害者手当：障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）

事務連絡  
平成28年1月20日

【一部修正 (H28.1.25) : 該当箇所 朱書き箇所】

各 (都道府県)  
指定都市) 特別児童扶養手当担当係 殿

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課手当係

平成28年度特別児童扶養手当支払データの提出期限等について

特別児童扶養手当制度の運営につきましては、平素より御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、下記のとおり日程表を作成するとともに、別添のとおり来年度(28年度)4月定時払いに係る留意事項をまとめましたので、送付いたします。

記

支払月	データ提出期限 (午前中)	データ修正締切日 (午前中)	支払予定日 (※)
平成28年 <u>4月</u>	<u>3月16日 (水)</u>	<u>3月18日 (金)</u>	<u>4月11日 (月)</u>
5	4月15日 (金)	4月18日 (月)	5月11日 (水)
6	5月18日 (水)	5月20日 (金)	6月10日 (金)
7	6月17日 (金)	6月20日 (月)	7月11日 (月)
<u>8</u>	<u>7月15日 (金)</u>	<u>7月19日 (火)</u>	<u>8月10日 (水)</u>
9	8月17日 (水)	8月19日 (金)	9月9日 (金)
10	9月16日 (金)	9月20日 (火)	10月11日 (火)
<u>11</u>	<u>10月14日 (金)</u>	<u>10月17日 (月)</u>	<u>11月11日 (金)</u>
<u>12</u>	<u>11月14日 (月)</u>	<u>11月16日 (水)</u>	<u>12月9日 (金)</u>
平成29年 1月	12月12日 (月)	12月14日 (水)	1月11日 (水)
2	1月16日 (月)	1月18日 (水)	2月10日 (金)
3	2月13日 (月)	2月15日 (水)	3月10日 (金)

注) 太字・下線箇所は定時払い月(その他は随時払い月)

※ 支給日は、原則、支給月の11日となるが、11日が休日の場合、その前営業日が支給日となる。なお、定時払いの市中銀行分及び随時払い分については、11日の前営業日が支給日となり得るので、留意すること。

## 【別添】

### 特別児童扶養手当平成28年度4月定時払いに係る留意事項について

平成28年度4月定時払いに係る支払データ作成事務については、年度末の繁忙期であることや新年度の職員異動の時期と重なること等から、例年、他の時期と比べ、データの入力ミスや支払データの修正の遅延等が生じやすくなっております。

また、特別児童扶養手当支払事務は、都道府県等から提出のあった支払データについて、特別児童扶養手当支払システムに取込みを行い、債主登録を行った上で、官庁会計システム（※ADAMS）に入力する必要があります。このシステムへの入力作業は、当該年度（平成28年度）に行うことが必要とされており、来年度については、4月2日（土）及び3日（日）の休日期間にシステムが稼働せず、例年に比べ、支払業務を行うことができる期間が短くなります。

つきましては、受給者に対して確実に特別児童扶養手当を支払うことができるよう、下記の事項について御留意いただき、4月定時払いに係る支払データの提出について、遺漏のないようお取り計らい願います。

※本システムは、国・都道府県の出納担当部局等に配置される会計システム。

## 記

- (1) 先般発出した「特別児童扶養手当支払データの適正な処理等について」（平成27年9月3日付け障企発0903第1号）の各事項に留意し、3月16日（水）までに簡易書留で当課宛てに提出すること。＜期日厳守＞

なお、新規申請・口座変更に係る手続において、以下のネット銀行（※）は使用が出来ないため、受付時において注意すること。

※ 現時点で判明している使用できないネット銀行（3行）  
ジャパンネット銀行、セブン銀行、じぶん銀行

- (2) 平成28年度4月定時払いについては、平成28年度に入ってから直ちに入力処理を行うため、平成28年4月1日（金）は、当方からのエラー修正等の連絡に対して速やかに対応できるよう、午前中から対応体制を整えておくこと。  
また、新年度の人事異動がある場合には、後任（予定）者に対し、事前に十分に引継を行うこと。

## 【担当者登録依頼】

本件について、4月1日（金）の各自治体の対応者を、別紙様式により3月28日（月）までに登録すること。なお、登録された担当者については、当日（4/1）に必ず連絡が取れるように事前準備をお願いする。

また、4月1日（金）の担当者と、新年度（平成28年度）の担当者が異なる場合は、別紙様式の項目2についても記載すること。

(3) 平成28年4月1日に行うシステムへの入力作業について、入力ミス等によりエラーが生じた場合、同日17時までに修正後のデータが得られたものについては、支払予定日<4月11日(月)>に特別児童扶養手当を支払うことが可能であること。

なお、期限までに回答が得られなかった案件については、平成28年4月中に特別児童扶養手当を支払うことができるよう対応を行うこととし、この場合、自治体から受給者に対し、特別児童扶養手当の支払時期等について十分に説明を行うこと。

**【本件担当】**

厚生労働省 障害保健福祉部 企画課手当係

山本・村野・森田

電話：(03)5253-1111(内線：3020)